

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 松 本 和 也

阿佐間幸手線	路線名
久喜市佐間字裏新田一三九九番一地先から同市河原代字上分九六番一地先まで	供用開始の区間
令和八年三月十七日	供用開始の期日
令和八年三月十七日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 三三四・一三メートル	備考